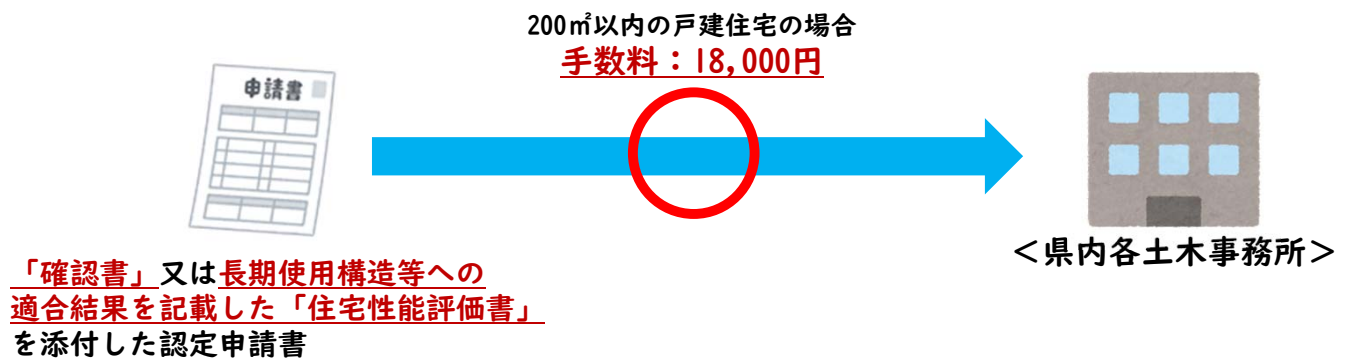


長期優良住宅建築等計画に係る適合証等の取扱い 及び認定申請等にかかる手数料について

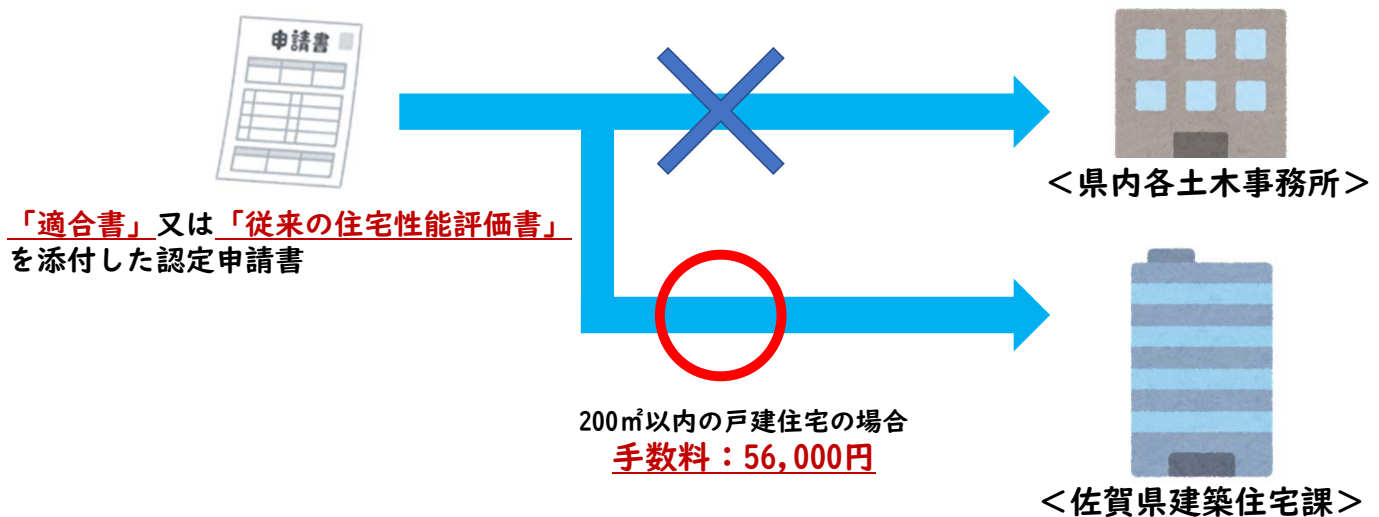
【ご注意ください】令和4年2月20日以降、 佐賀県では適合証等の取扱いが変わります。

- ① 「確認書」又は長期使用構造等への適合結果を記載した「住宅性能評価書」を添付した申請書のみ、県内各土木事務所で受け付けます。



- ② 「適合証」又は「従来の住宅性能評価書」が申請書に添付されていても、技術的審査を受けていないものとして取扱います。

佐賀県建築住宅課での受付となり、手数料も①の場合とは異なる。



【お知らせ】令和4年2月20日以降、 佐賀県では認定申請等の手数料が変わります。

○例) 200㎡以内の戸建住宅の場合の認定申請手数料
【従来】9,000円 (適合証付) ⇒ 【2月20日以降】18,000円 (確認書付)

※手数料の詳細は で検索ください。

【お知らせ】 令和4年2月20日以降、
佐賀県では以下の区域内において、
長期優良住宅建築等計画の認定を行いません。

認定不可



自然災害の危険性が高い区域

区域	備考
土砂災害特別警戒区域	対策工事や開発行為等によって、土砂災害特別警戒区域から解除されることが決定している場合又は解除されることが確実な場合は認定可。
地すべり防止区域	—
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域において、災害防止上必要な措置を講じられている（対策事業実施済みである）場合は認定可。
災害危険区域	急傾斜地崩壊危険区域において、災害防止上必要な措置を講じられている（対策事業実施済みである）場合は認定可。

佐賀市へ認定申請を行う場合につきましては、取扱いが異なりますので、直接佐賀市へお問合せください。

その他、佐賀県庁HP【<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314417/index.html>】にて、長期優良住宅についての情報を随時更新しています。

佐賀県 長期優良住宅

検索

お問い合わせ先

佐賀県 県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当
TEL : 0952-25-7165 FAX : 0952-25-7316
Mail : kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

 佐賀県
<http://www.pref.saga.lg.jp/>